

入札説明書

水道用薬品の調達について(令和6年12月24日公告)

WTO対象の水道用薬品

水道用液体塩素

埼玉県企業局

入札説明書

この入札説明書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号）、埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）、本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

この入札は単価とする。

また、WTO政府調達協定対象となる。

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

①購入物品名

水道用液体塩素

②予定数量

454トン（月間最大予定数量 79トン）

③納入場所

埼玉県大久保浄水場

(2) 購入物品の仕様等

別添「水道用液体塩素購入仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで。

(4) 納入方法

契約期間中、その都度、指定する期限までに指定する数量の物品を納入する。

2 競争参加者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県公営企業告示第10号）に基づき、業種区分「物品の販売」でA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

ただし、登録のない場合は、令和7年2月5日（水）までに必要な手続を行ったう

えで、開札日時までに登録が完了していること。その場合、入札審査課への提出書類（特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票）の写しを本件入札の参加資格申請時に3(4)で示す機関へ提出すること。

- (3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。証明については、競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
なお、説明義務を履行しない者の入札書及び本県において仕様に定める条件を満たしていないと審査した物品に係る入札書は、落札決定の対象としない。

3 競争入札参加資格の確認

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行うが、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札を認める。

本件入札の参加資格の確認を受けようとする者は、(2)のいずれかの方法により一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書（別添様式1-1）」という。）、機能等証明書（別添様式1-2）及び添付書類を期限までに所定の機関へ提出しなければならない。本件入札に参加できる者は(2)の申請を行い、参加資格の確認を受けた者に限るものとする。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

(2) 提出方法

① システムで提出する場合

ア システムにより確認申請書（別添様式1-1）の電子ファイルを添付して提出する。

イ あわせて、確認申請書（別添様式1-1）、機能等証明書（別添様式1-2）及び必要な添付書類を郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）する（持参不可）。

② 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

確認申請書（別添様式1-1）に機能等証明書（別添様式1-2）及び必要な添付書類を郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）する（持参不可）。

(3) 郵送書類

- ① 確認申請書（別添様式1-1）
 - ② 機能等証明書（別添様式1-2）
 - ※ 供給能力は、月間最大予定数量、購入予定数量を上回ることが必要。
 - ③ 販売代理（特約）店証明書（別添様式5）【代理店として納品する場合】
 - ※ 供給能力は、月間最大予定数量、購入予定数量を上回ることが必要。
 - ④ 会社概要
 - ⑤ 製造工程
 - ※ 製造メーカーの原材料を含む製造工程が記載されたもの。
 - ⑥ 規格1、2に適合することを証明する書類
 - ※ 購入仕様書第2条第2項にある規格1、2に適合している、第三者機関による各規格に関する分析結果書又は日本水道協会の認証を受けた証明書などを添付すること。
なお、分析結果書は令和5年12月25日以降に発行されたものとする。
 - ⑦ 高圧ガス保安法に基づく販売事業届書及び販売主任者届書の写し
- (4) 確認申請書等の提出先
(郵便番号) 330-0063
(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
(機関名) 埼玉県企業局水道管理課水質担当
(電話番号) 048-830-7094(直通)
(メール) a7070-05@pref.saitama.lg.jp
- (5) 確認結果通知
確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。
- (6) 2(2)に定める物品等競争入札参加資格登録等に関する照会先
(郵便番号) 330-9301
(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）
(電話番号) 048-830-5775(直通)
 - ※ 競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して令和7年2月5日（水）までに申請すること。
また、登録変更申請の場合も期限に注意して申請すること。

4 入札及び開札

- (1) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、入札説明書、薬品購入仕様書、別添契約書（案）及びその他配付資料を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由

として、異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者等は、入札書をシステムによる電子入札又は郵便（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書受付期間

令和7年2月19日（水）午前9時から令和7年2月26日（水）午後4時まで

(5) 提出方法

① システムで提出する場合

（4）の期間内に入札金額等をシステムのファイルに記録する。

② 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

ア 入札書（別添様式2）をイに定められている機関に、（4）の期間内に提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

イ 入札書の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(6) 開札の日時及び場所

① 開札日時

令和7年2月27日（木）午前9時30分

② 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

(7) 競争参加者等は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

① システムで提出する場合

ア 入札金額（1トン当たりの単価を記載すること。）

イ その他システムで要求される事項

② 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

ア 入札金額（1トン当たりの単価を記載すること。）

イ 物品（薬品名）、予定数量、入札書の提出年月日

ウ 3桁の任意のくじ番号（落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるとき、システム内の電子くじを実施し、落札者を決定するため。）

エ 競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）

- (8) 入札書（別添様式2）を郵便により提出する場合、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には、氏名等を朱書し、外封筒の封皮には、「令和7年2月27日開札〔水道用液体塩素〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

再度入札を1回まで行うので、中封筒の封皮に「初度入札用」（1回目）、「再度入札用」（2回目）、「入札辞退書」の区分を記載しなければならない。

「再度入札用」の入札書が同封されていない場合は、再度入札は辞退したものと見なす。

また、初度入札で落札者が決定した場合は、「再度入札用」の入札書は発注者側で処分する。

なお、郵便により提出する場合は、その旨を事前に(5)の提出先まで連絡すること。

- (9) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について、押印又は署名をしておかなければならない。ただし、首標金額を訂正したものは無効とする。

また、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (10) 入札執行権者は、競争参加者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

- (11) 競争参加者等は、調達物品の本体価格のほか、仕様書に明記した一切の諸費用（輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費）を含めた上で、入札金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (12) 競争参加者等は、別添契約書（案）に記載された薬品代金の支払方法等の契約条件を十分考慮した上で、入札金額を見積るものとする。

- (13) 2(2)に定める競争参加者等に必要な資格のない者又は変更のある者で、開札時に競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札者は、落札決定の対象としない。

- (14) 開札には、競争参加者等の立会いを要しない。

- (15) 競争参加者等は、本件調達に係る入札について、他の競争参加者等の代理人になる

ことはできない。

- (16) 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで直ちに再度入札を行う。この場合、電子メール等で再度入札の通知をするので、希望者はシステムにより入札すること。ただし、初度入札に参加していない者は、再度入札に参加することができない。
- (17) 再度入札を1回行っても落札者がいない場合は、入札執行権者は入札を打ち切り、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定に基づき随意契約とする。
- (18) 随意契約希望者は、見積書にて入札書と同様に提出すること。この場合、電子メール等で通知をするので、希望者はシステム等により提出すること。提出期限については希望者に対し通知するものとする。ただし、再度入札に参加していない者は、見積合わせに参加することができない。

5 入札保証金

- (1) システムで入札書等を提出する場合
仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者は、免除する。
- (2) 紙媒体で入札書等を提出する場合（システム未登録の者に限る）
別添「紙媒体の入札書を郵送する場合の入札保証金について」のとおりとする。

6 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者が提出した入札
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札
 - ウ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者が提出した入札
 - エ 虚偽の確認申請書、機能等証明書又は添付書類を提出した者がした入札
 - オ 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりました者がした入札
 - カ 明らかに連合によると認められる入札
 - キ その他本件入札公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次のいずれかに該当する紙媒体による入札書は、無効とする。
 - ア 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - イ 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした入札者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、システム内の電子くじ

を実施し、落札者を決定するので、入札書提出時に3桁の任意のくじ番号を入力すること。

- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を当該入札者に通知する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、指定の期日までに、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の額は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。
- (3) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、次に掲げるところによるものとする。

種類	価値
国債及び地方債	債権金額
鉄道債券その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額

- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したとき、その他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、請求書（別添様式4）を提出することにより、これを還付するものとする。
- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、その者が契約上の義務を履行しないときは、埼玉県に帰属するものとする。
- (6) 契約の相手方が、保険会社との間に埼玉県（埼玉県公営企業管理者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号）を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

9 契約書の作成

- (1) 受注者は、発注者から契約内容を記載した書類が到達してから5日以内（県の休日

を除く)に契約に応じるものとする。

- (2) 契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要になる。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。

なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。

- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

11 仕様等に関する質問

- (1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3(4)に定める機関にシステムもしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

- (2) 受付期限

令和7年1月14日（火）午後4時（必着）

- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月17日（金）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

12 その他必要な事項

- (1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

- (2) 入札執行する機関の名称

埼玉県企業局財務課

- (3) 入札説明会

開催しない。

- (4) 本件調達に関する照会先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

- (5) 本件に関しての契約締結事務については、次の機関で行う。

(郵便番号) 330-0063

(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機 関 名) 埼玉県企業局水道管理課水質担当

(電話番号) 048-830-7094 (直通)